

**東北ハイテク研究会セミナー
改正された種苗法を学ぶ**

**植物品種の海外での保護や
育成者権の侵害を防ぐ取り組み**

2022年9月21日

(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)

イノベーション事業部長 永田 明

本資料でご説明する内容

1

- 日本の品種の海外への流出実態

2

- これまでに講じてきた海外流出防止対策

3

- 海外品種登録出願で直面している課題と対応策

4

- 海外での権利取得後の侵害対策

5

- 海外での権利の保護・活用事例

6

- 今後の侵害防止対策の方向

シャインマスカットの流出による損失は年間100億円以上

知的財産対策強化

<課題>

- 日本の優良な品種は、海外でも高く評価されているが、海外への無断流出が問題化。
- 2016年頃に流出したシャインマスカットは、中国で急速に普及し、日本の約30倍の栽培面積。



(出典) (公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ、韓国は2019年、中国は2020年の推定値
日本：令和元年産特産果樹生産動態等調査

- 一般的な許諾契約ベースで、年間100億円以上*の損失が発生。
* 中国におけるシャインマスカットの生産量に、中国における市場出荷価格（340円/kg）と許諾料割合（出荷額の3%と想定）を乗じて算出。

カンキツ品種の海外流出

「デコポン」（品種名「不知火」）が 1990年代に韓国の済州島へ渡って「ハンラボン」という名称で高級カンキツとして特産品となったのをはじめ、済州島のカンキツ（晩柑類）の多くは、日本で育成された品種

- せとか（天恵香）
- 清美
- 津之香
- 甘平（レッド香）等

近年、韓国で出願公開中の「みはや」、「あすみ」が済州島で広く栽培されていたのを、柑橘農協が系統出荷を停めたため、現地で問題化



資料：韓国のウェブサイト

リンゴ品種の海外流出

- 中国のリンゴの主力品種は「ふじ」（中国語では「富士」）系
 - ・ 山東省、内陸部の陝西省などで生産



- 最近、中国に出願中のいくつかの新品種について、インターネット上ですでに苗木が販売されているという情報があり、育成者権者が国の支援を受けて対策を講じているところ

日本の品種の海外への流出実態（2020年9月公表）

- 日本で開発された品種について、中国・韓国の種苗関連インターネットサイトにおける種苗の販売状況を調査（2020年7月）。
- イネ、イチゴ、カンショ、果樹、茶等の輸出重点品目のうち、日本で栽培面積の多い計737品種を選定。
- 日本で開発された新品種と同名またはその品種の別名と思われる品種名称を用いた種苗が少なくとも36品種について販売されている実態が判明。

種類	品種数	種類	品種数
イチゴ	10	モモ	2
カンショ	1	スモモ	1
ウンシュウミカン	1	ナシ	1
その他カンキツ	10	カキ	1
リンゴ	3	オウトウ（サクランボ）	2
ブドウ	4	合計	36

注 インターネットサイト上での販売時の名称を調査したものであり、当該掲載商品が、日本の登録品種そのものか、日本の登録品種と同様の名称が付された他品種の種苗を販売しているものか、は特定していない。

日本の品種の海外への流出実態（2020年9月公表）

- 日本で開発された新品種と同名またはその品種の別名と思われる品種名称を用いた種苗が、少なくとも36品種販売されていたが、その一例は以下のとおり。

種類	品種名（育成権者）
イチゴ	紅ほっぺ（静岡県）、さがほのか（佐賀県）
サツマイモ	ベにはるか（農研機構）
カンキツ	大分果研4号（大分県）、はるみ/せとか/はれひめ/ベにばえ（農研機構）、 紅まどんな/甘平/媛小春（愛媛県）、せとみ（山口県）
リンゴ	もりのかがやき（農研機構）、はるか（個人）
ブドウ	シャインマスカット/クイーンニーナ（農研機構）、 ブラックビート（個人）
ナシ	あきづき（農研機構）
モモ	西王母（民間種苗業者）
スモモ	アルプス王子（個人）
カキ	早秋（農研機構）
オウトウ	紅てまり/紅ゆたか（山形県）

※注 インターネットサイト上で確認されたものであり、実物の確認はしていない。

品種登録は国ごとに必要

● 新品種は、その国で品種登録されていなければ、その国での作付けは自由（つまり合法的）

- 育成者権（品種権）を得るには、国ごとに、その国で品種登録することが必要

● 新品種は、その国で品種登録されていなければ、その国では対抗措置がとれない（権利がないので、「侵害」には当たらない）

- 出願すれば、出願公表によって仮保護が発生し、出願品種の内容を記載した書面の提示による警告等により、品種登録後、利用料相当額の補償金の請求が可能
- 品種登録されれば、登録品種の生産や販売の差止め、販売された生産物の回収や損害賠償請求が可能

これまでなぜ海外での品種登録が少なかったのか？ (考えられる要因)

- シャインマスカットが日本で品種登録されたのは2006年（出願は2003年）であり、韓国でも、中国でも、当時、品種登録は可能であった
 - ・ 韓国では、ブドウは2000年から保護対象
 - ・ 中国では、ブドウは2003年から保護対象
- 海外に出願すると種苗が流出するという「誤解」があった
 - ・ 当時は、そもそも品種保護制度のある国へ正規に購入した種苗を持ち出すことは合法的
 - ・ 当時から、違法な自家増殖種苗の流出を含め、さまざまなルートで優良品種の種苗はすでに流出しており、これを防ぐことは技術的に困難
- 海外で広がる（売れる）かどうかわからなかった
 - ・ 育成者権者の知財マネジメントが不十分
- 海外での品種登録には多額の経費が必要であった
 - ・ 当時は海外出願を支援する国の補助事業はなし
- 海外での品種登録の経験やノウハウがなかった
 - ・ 当時は海外出願の環境を整備する国の補助事業はなし

海外における侵害リスクの実態把握（2020年度）

- 海外出願や侵害対策のためには、対象国の状況を知っておく必要があることから、海外における市場規模や侵害リスクの実態把握を実施した。

調査対象国

日本からのイチゴ及び主要果樹類の品種登録出願の多い
海外10か国・地域

（アジア）中国、韓国、香港、台湾、ベトナム

（欧 米）オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、
アメリカ、カナダ

調査方法

国内外のコンサルタント等に発注

調査対象植物

イチゴ及び主要果樹類（リンゴ、カンキツ、モモ、ナシ、カキ、
ブドウ、オウトウ）

調査事例：海外において日本の品種名で栽培されている事例①

- 中国では、イチゴの総栽培面積173,000haの25%に当たる44,000haで、「紅ほっぺ」に相当する名称で栽培されていた。
- また、30,000haを超える面積で、「章姫」に相当する名称で栽培されていた。



画像出典：旬の食材百科事典

イチゴ「紅ほっぺ」

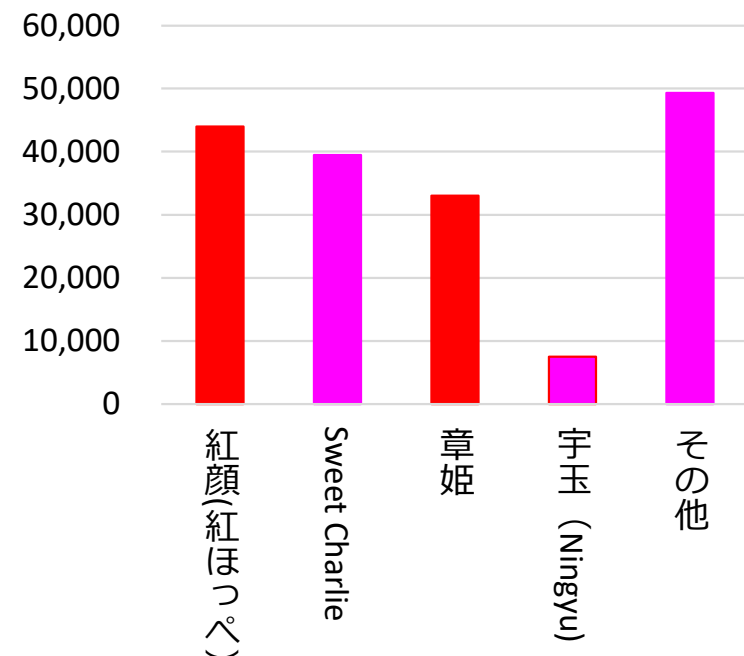
2002年静岡県登録

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	44,000ha	25% (2018～19年)

出典:新中国果樹科学研究ほか

【参考】

[ha] 中国における品種別イチゴ栽培面積



出典：新中国果樹科学研究ほか

調査事例：海外において日本の品種名で栽培されている事例②

- 中国では、ブドウの総栽培面積の1/3～1/2に当たる30万～40万haで「巨峰」に相当する名称で、7%に当たる53,000haで「シャインマスカット」に相当する名称で、それぞれ栽培されていた。
- 韓国では、ブドウの総栽培面積の25%に当たる3,000haで「巨峰」に相当する名称で、15%に当たる1,800haで「シャインマスカット」に相当する名称で、それぞれ栽培されていた。



画像出典：ヨエル樹木園

ブドウ「巨峰」

1942年育成

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	30万～40万ha	1/3～1/2 (2016年)
韓国	3,000ha	25% (2019年)
日本	4,000ha	30% (2016年)

(注) 総栽培面積の出典は、
 [中国] 中国果樹科学研究ほか
 [韓国] 韓国農村経済研究院



画像出典：農研機構

ブドウ「シャインマスカット」

2006年農研機構登録

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	53,000ha	7% (2020年推定)
韓国	1,800ha	15% (2019年)
日本	1,200ha	9% (2016年)

(注) 総栽培面積の出典は、
 [中国] 中国農業科学院果樹研究所
 [韓国] 韓国農村経済研究院
 (注) 2020年以降、中国全体の栽培面積の10%を占めると言われている。

調査事例：海外において日本の品種名で栽培されている事例③

- 中国では、リンゴの総栽培面積の60～65%に当たる150万～160万haで、韓国では、総栽培面積の68%に当たる22,000haで、「ふじ」に相当する名称で栽培されていた。



画像出典：ヨエル樹木園

リンゴ 「ふじ」 1962年育成

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	150万～160万ha	60～65% (2017年)
韓国	22,000ha	68% (2019年)
日本	19,000ha	51% (2016年)

(注) 総栽培面積の出典は、

〔中国〕中国農業年鑑ほか

〔韓国〕韓国農村経済研究院

(注) 中国の栽培面積は、「ふじ」から出た枝変わりも含むいわゆる「ふじ系品種」

(注) このほか、オーストラリア、ニュージーランドなどでも栽培され、輸出されている。

植物品種等海外流出防止対策事業等 令和4年度に実施中の事業

令和3年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業

(補正予算 3億3,900万円)

- ・ 海外出願促進対策、海外育成者権侵害対策

令和4年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

(委託を含め1億7,700万円)

- ・ 海外出願経費の支援、海外育成者権侵害対策、種苗資源の保護、植物品種保護制度の運用改善、東アジア地域における植物新品種保護の推進、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化、流通種子データベースの運用（補助）
- ・ 海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備（委託）

令和4年度農業知的財産保護・活用支援事業 (7,400万円)

- ・ 海外における育成者権の取得に向けた情報提供、海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供、農業知的財産に関する相談窓口の設置、農業知的財産の保護・活用のための教材作成

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

目的:

農林水産省の植物品種等海外流出防止対策事業を共同連帯して実施

構成団体:

- 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
- 一般社団法人 日本種苗協会
- 一般社団法人 日本果樹種苗協会
- 全国食用きのこ種菌協会
- 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）
種苗管理センター

代表機関:

- 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
（事務局：イノベーション事業部）

オブザーバー:

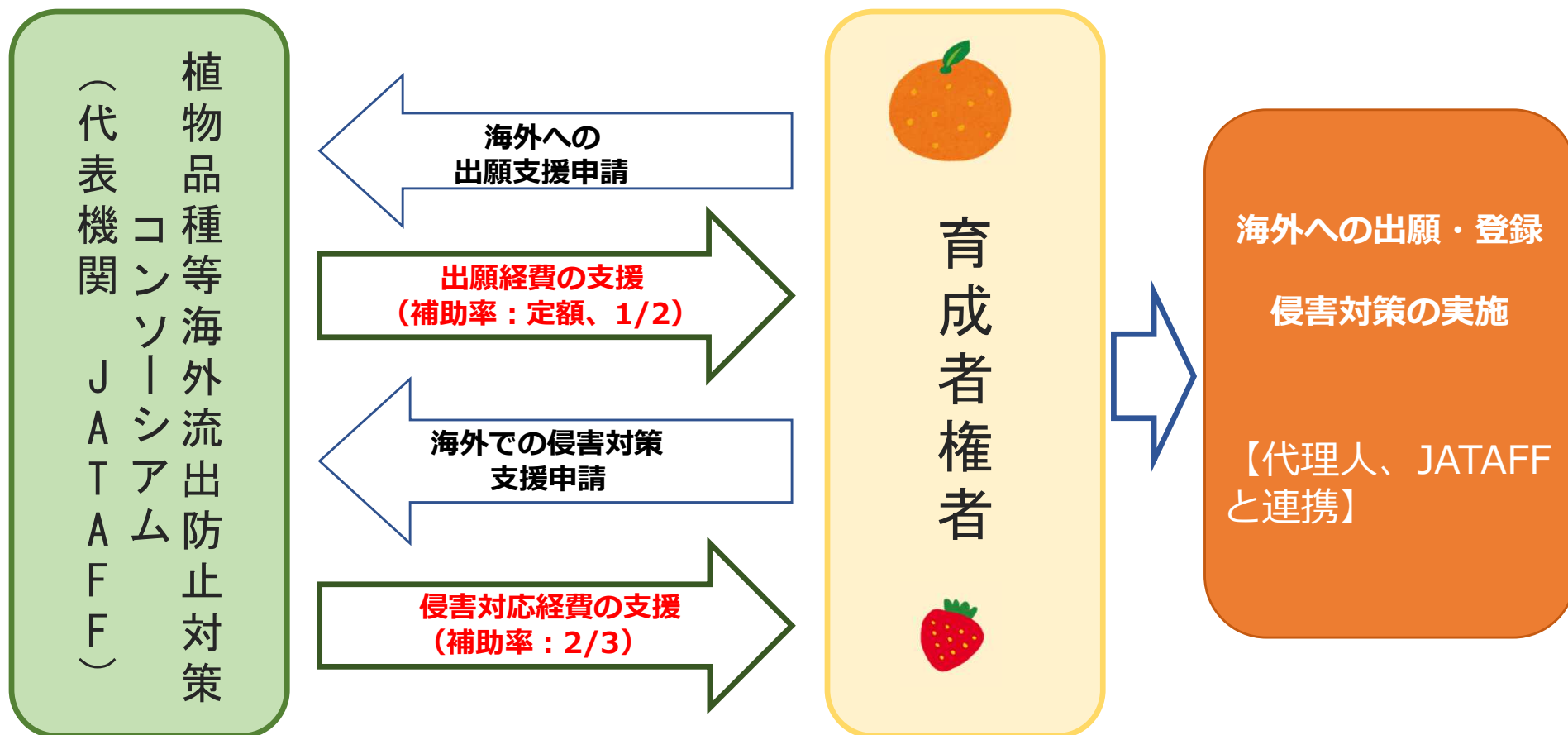
- 全国新品種育成者の会
- 都道府県知的財産ネットワーク

海外出願促進対策・海外育成者権侵害対策

- 我が国の優良品種の海外流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録出願に係る経費や侵害対策に係る経費を支援している。

海外への出願促進対策・育成者権侵害対策

(植物品種等海外流出防止対策のうち)



海外出願促進対策

● 海外への出願促進対策の実績 (2022年3月末現在)

採択 案件数	出願公表	登録
991 (100%)	409 (41%)	200 (20%)

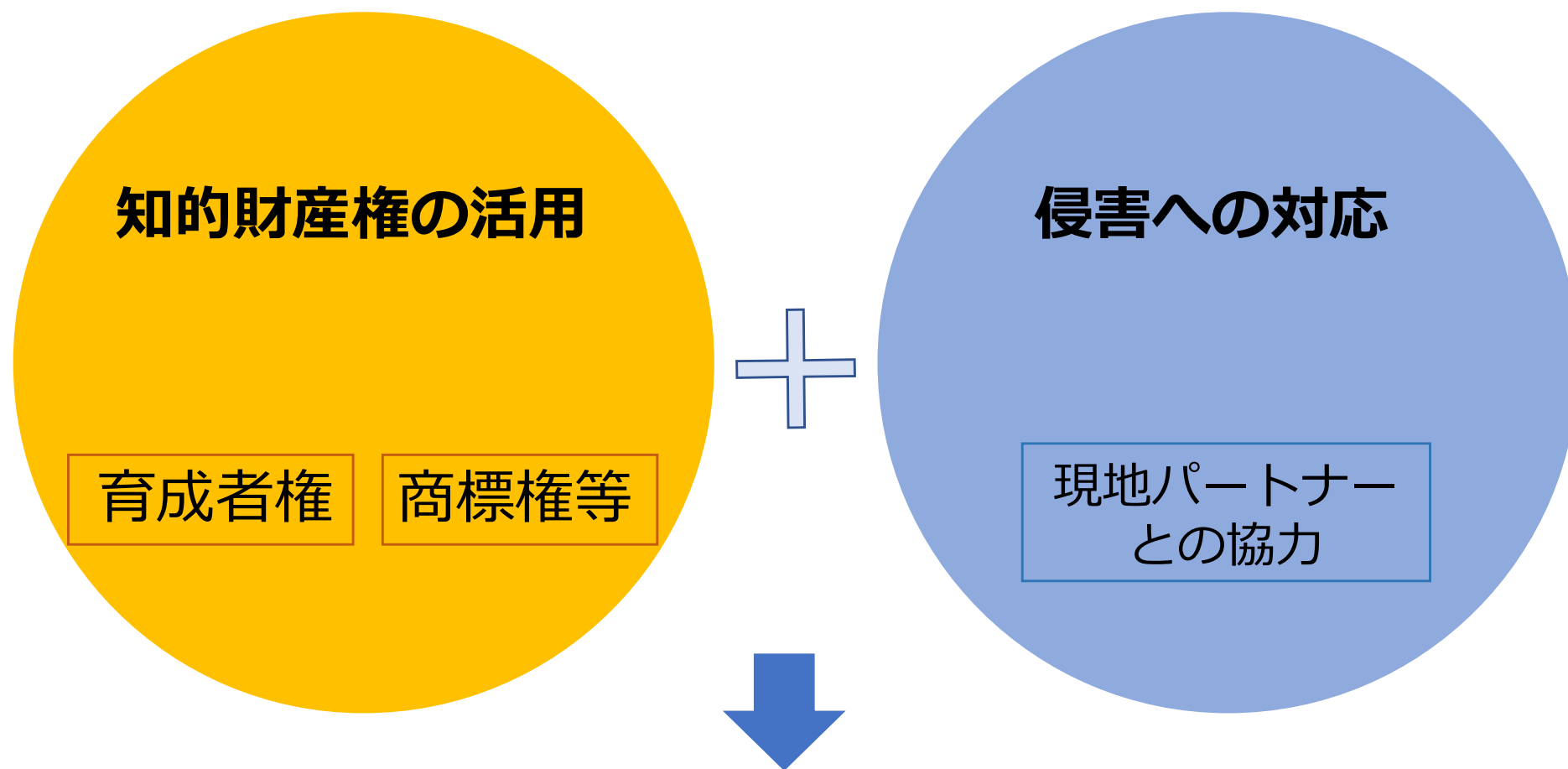
(注) 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム整理（登録証が未確認のものも含む）
数字は、品種×出願国の延べ数

海外への品種登録出願で直面している課題と対応策

課 題	対 応 策
• 植物検疫 • 果樹などは隔離検疫が必要（一部の植物は輸入禁止） • 輸入許可制度が複雑（中国） • 種苗提出 • 提出時期、提出数量、植物検疫の条件、提出に要する期間等を見越した準備 • 栽培試験 • 現地調査への対応 • 国ごとの制度の違い • 未譲渡性の期間の違い（米国植物特許・タイは1年間） • 提出データの違い（米国等）	• 出願国の関連制度を知り、出願に関係する手続きを一連の流れで行えるような計画を立てる • 予期しないことも起きるので、余裕をもって手続きできるよう、迅速に出願する • 信頼のおける代理人や現地のパートナーを探し、現地調査のための栽培試験の候補地を探しておく • 関係者間で常に連絡をとり情報を共有して対応する

今後の侵害防止対策の方向

- 我が国植物品種の海外流出・権利の侵害が懸念される状況である。
- 農業知的財産権を活用しつつ、適切に侵害に対応する必要がある。



植物品種の海外展開促進

海外での権利取得後の侵害対策（2020年度事例調査）

- イチゴやリンゴなどで、対象品種の販売戦略を構築し、対象国において育成者権の許諾、商標登録等を活用しつつ、侵害を防止している事例がある。

グローバルな生産展開

海外のパートナー企業との提携、生産者を囲い込むクラブ制を構築し、現地で許諾することにより、効果的な侵害対策を講じながらグローバル展開している事例がみられた。

国内生産と輸出

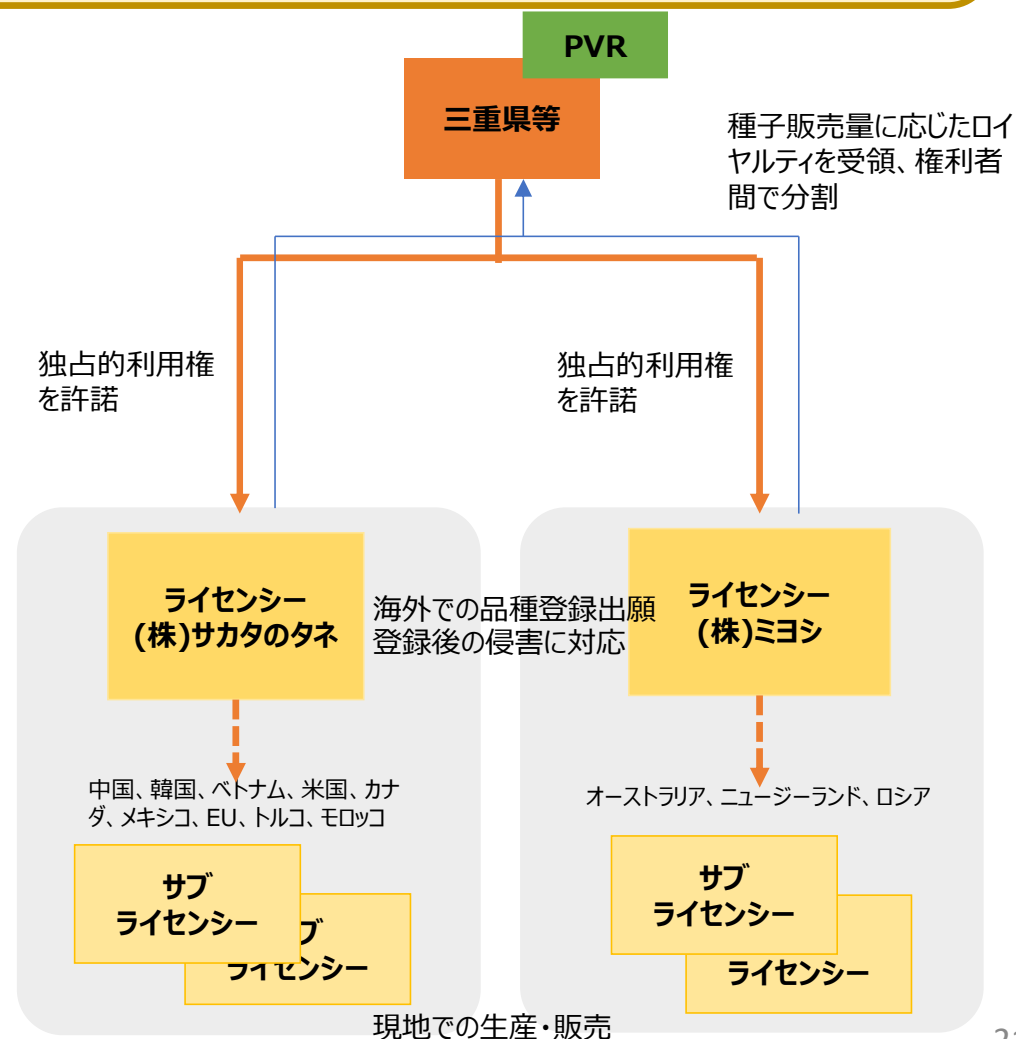
国内において品種登録及び商標登録、生産者の登録による限定生産、輸出対象国において商標登録するなど、マーケティングに合わせて権利を活用している事例が見られた。



イチゴ（よつぼし）

- 「よつぼし」は三重県等4公的機関が共同育成した種子繁殖型イチゴ品種である。
- 海外でのノウハウを有する民間企業（パートナー企業）を公募。12の国・地域でパートナー企業が品種登録出願を行う代わりに、パートナー企業に当該国での独占的利用権を許諾している。

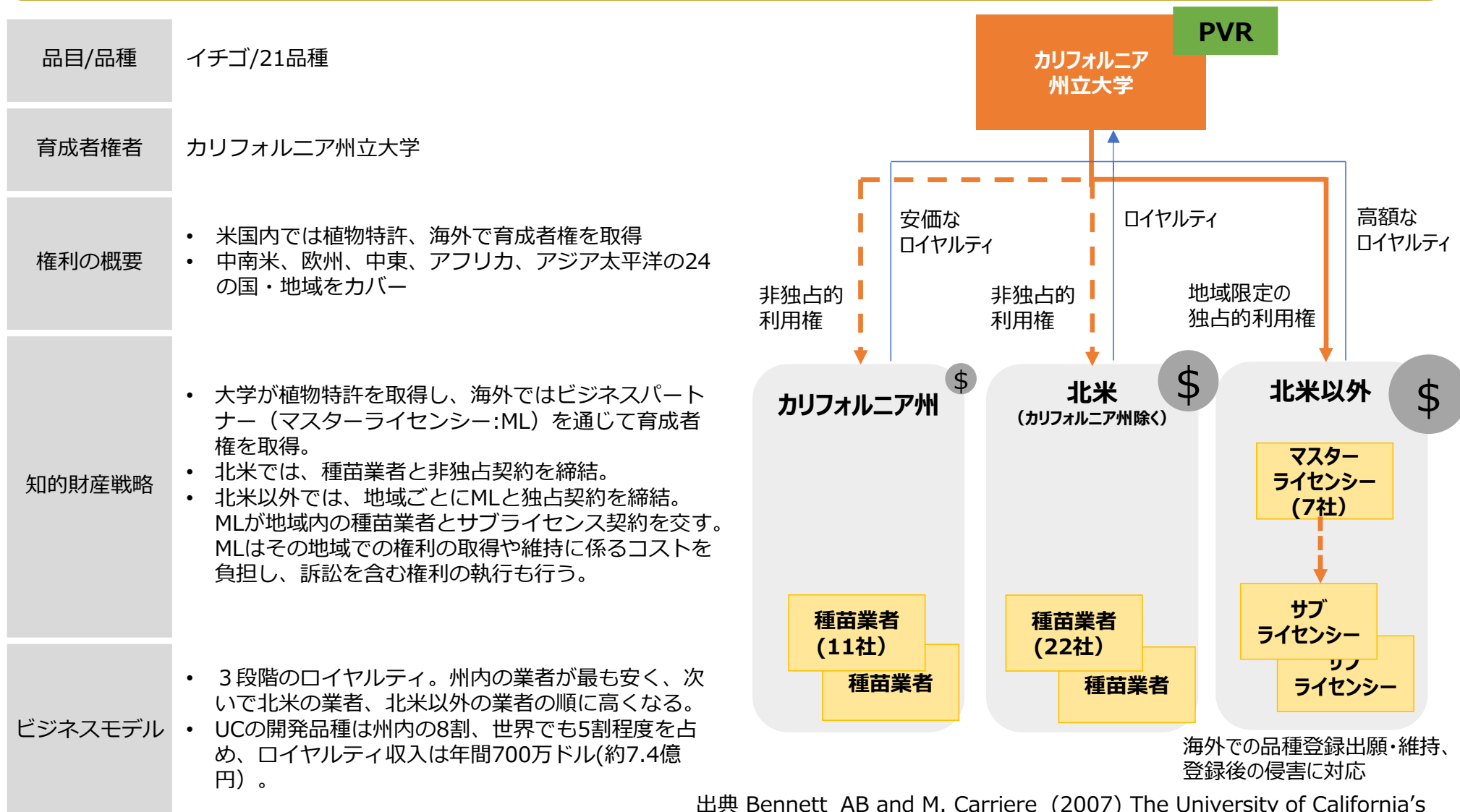
品目/品種	イチゴ/よつぼし
育成者権者	三重県、香川県、千葉県、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
権利の概要	日本：品種登録（2017）、商標登録（2017） 海外：12の国・地域に品種登録出願中
知的財産戦略	・ 民間の『海外出願パートナー企業』を公募。 ・ 海外の品種登録先は、UPOV条約に加盟し、かつイチゴが新品種保護制度の対象とされている国に限定。 ・ 国内農業への悪影響を避けるため、生産・販売は対象国内のみに制約（対象国からの果実輸出は禁止）。
ビジネスモデル	・ 対象国での品種登録費用や登録後の侵害対応は、パートナー企業が負担。 ・ 代わりに、パートナー企業に対象国での育成者権の独占的利用権を許諾。対象国では、パートナー企業は提携先企業とサブライセンスを締結。 ・ 提携先企業の種子販売量に応じてライセンス料を收受。ライセンス収入は、育成者権の持ち分に応じて権利者4者間で分配。





カリフォルニア州立大学イチゴライセンス・プログラム

- カリフォルニア州立大学では、開発した品種の生産をビジネスパートナーや種苗業者に許諾し、そのロイヤルティ収入を品種開発に再投資するシステムを確立している。



(注) JATAFF調べ

出典 Bennett AB and M. Carriere (2007) The University of California's Strawberry Licensing Program 及びUC Davisウェブサイト情報に基づく

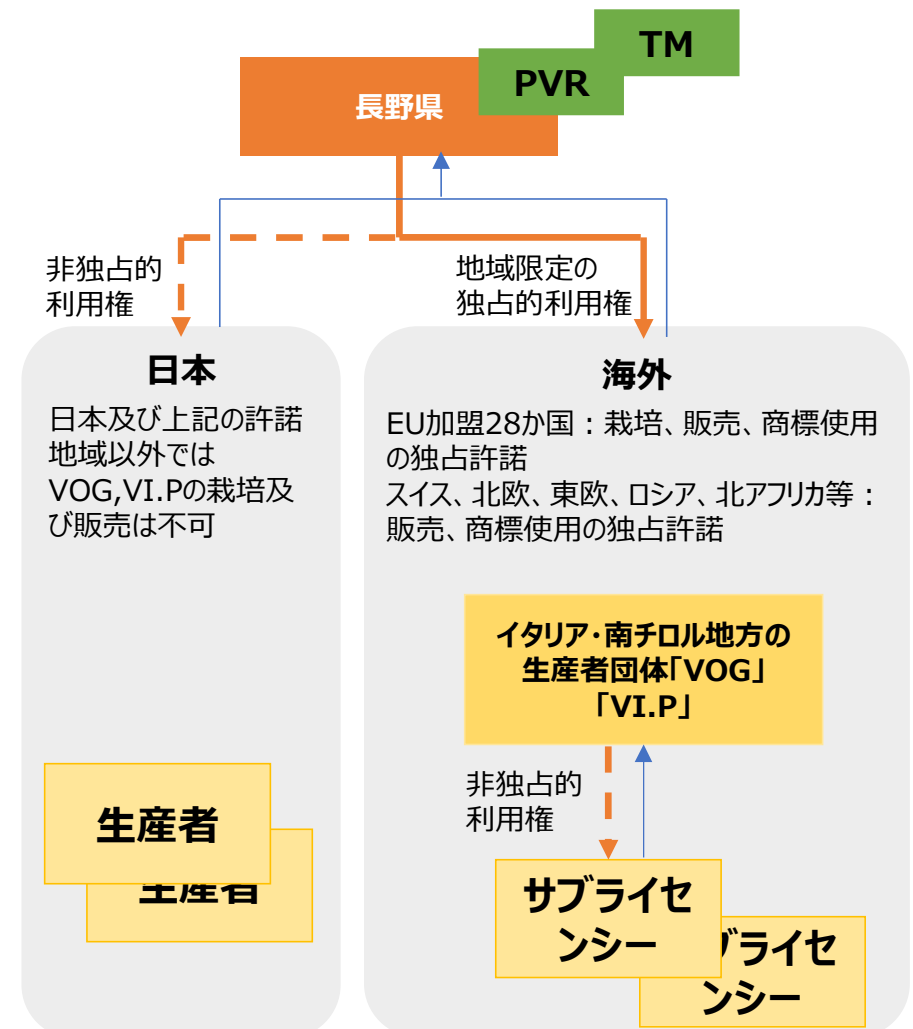


りんご（シナノゴールド）

- 「シナノゴールド」は長野県が育種した黄色りんご品種。
- 1983年に開発した品種であり、未譲渡性の条件を満たさず海外では品種登録を行っていないが、商標登録により保護している。
- イタリア南チロル地方の2協同組合に商標権を許諾し、世界展開している。

品目/品種	りんご/シナノゴールド
育成者権者	長野県
権利の概要	日本：品種登録（1999）、商標登録（2017） 海外：90か国で商標登録（yello® 2015～）
知的財産戦略	- クラブ制を活用した海外展開。 育成者が、 （生産者）会員だけに品種の利用を許諾 （販売者）商標権に基づく販売を許諾した業者によって特定の商標名で販売する方式。 - 長野県は、イタリア・南チロル地方の生産者団体「VOG」「VI.P」と契約。さらにVOGは、南アフリカ、ニュージーランド、オーストラリア、チリ、米国の生産者へサブライセンス。 - 海外産シナノゴールドの販売は、商標を登録している国・地域内でのみ可能。
ビジネスモデル	- 長野県は、VOG、VI.Pからのロイヤルティを收受。 - VOGは、他国での商標権取得に要する費用を負担。その代わりに、他国へのサブライセンスによるロイヤルティ収入を收受。

（注）JATAFF調べ

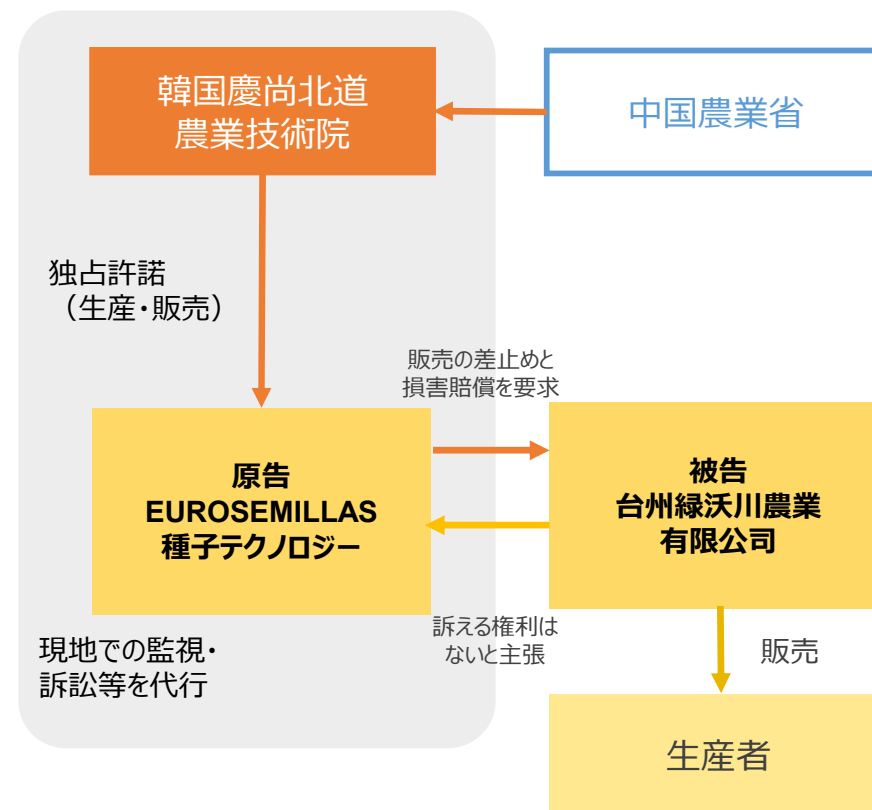




イチゴ (クリスマスレッド)

- 「クリスマスレッド」は韓国慶尚北道農業技術院が開発し、中国で品種登録されたイチゴ品種。
- 種苗の生産・販売、現地代理人としての権利について、中国で独占的な許諾を受けているEUROSEMILLAS社が、浙江省の農業会社が権利料を支払わず無断で同種を栽培していた事実を見つけ、提訴。
- 裁判により、EUROSEMILLAS社の現地代理人としての正当性が認められ、被告に対し、栽培・販売の停止と損害賠償が命じられた。

品目/品種	イチゴノクリスマスレッド (圣诞红)
品種開発国	韓国
侵害発生国	中国
ステークホルダー	[原告] EUROSEMILLAS種子テクノロジー (北京) [被告] 台州緑沃川農業有限公司 (浙江省)
侵害の内容・経緯	・ 台州緑沃川農業有限公司は、2016年から2017年にかけて「クリスマスレッド」の苗木を製造および販売したが、当該品種の権利料を支払わなかった。 ・ EUROSEMILLAS種子テクノロジー社は、2018年に浙江省寧波市の中級人民裁判所に訴訟を提起。違法生産の停止と権利侵害に対する賠償金84万元 (約1,350万円) の支払いを求めた。
争点	・ 台州緑沃川農業有限公司の行為は無断栽培にあたるか。 ・ EUROSEMILLAS種子テクノロジーは正当な権利者として訴訟を起こす権限があるか



今後の侵害防止対策の方向①



海外出願の必要性に対する認識は高まり、種苗法改正により種苗の海外への持ち出しは制限されることになったが・・・

今、聞いかけたいこと・・・



- 海外で品種登録するだけで権利は守れるのか？
- 違法に海外流出してしまったらどうするのか？
- ウェブサイトで発見したときには既に手遅れでは？
(解決に多大なコストがかかる)

今後の侵害防止対策の方向②

海外で登録するだけで権利は守れるか？

! ?



品種の特徴に応じた、権利の活用を考えよう！！

➡各国の事例の中にヒントあり

育成者権



商標権



許諾の
方法

対象国の生産、消費、嗜好 / 関連制度 / コスト・・・

今後の侵害防止対策の方向③

違法に海外流出してしまったらどうするのか？

! ?



種苗法改正により、「国内限定」等の条件を付けることができるようになった。

それでも違法に流出してしまったら、対応にはその国での権利取得が必要



海外への品種登録



効果的な侵害対策

今後の侵害防止対策の方向④

ウェブサイトで発見したときには既に手遅れでは？



現地に信頼できるパートナーを確保する



育成者権の許諾による
新品種の活用



侵害の芽を小さいうちに
摘み取る

今後の侵害防止対策の方向⑤



積極的な知的財産の活用を

攻撃は最大の防御なり



現地での許諾を上手に使えば侵害を防止できる



農水省も、令和3年度補正予算において、現地パートナーを活用して無断栽培を監視し効果的に侵害を防止する「防衛的許諾」の考え方を導入

「育成者権管理機関」 設立の検討

- 全ての品種を厳しく管理することはコストがかかるため、日本の競争力に直結しない品種については、適切な許諾契約に基づき日本品種の海外生産を行わせることで、海外の事業者からロイヤリティー収入を得るなどの活動も検討するべき。
- 農水省は、「海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会」を設置し、改正種苗法で措置された海外持ち出し制限を実効的に実施するため、外国の事例を参考に、育成者権者に代わって、専門家が知的財産権を管理・保護する「育成者権管理機関」の設立を検討。
- 7月8日、「中間論点整理」を公表。今後、検討をさらに深め、年内を目途に育成者権管理機関のあり方について最終とりまとめ。

海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会

中間論点整理

- 海外への流出を防止するためには、育成者権を適切に活用しつつ保護していくという発想が必要であり、意図しない海外流出ではなく、管理された海外生産も含めて、国内農業の振興や輸出戦略と整合する形で育成者権の保護・活用を図る仕組みが必要
- 海外ライセンス等から得られた許諾料を育成者権者に還元し、品種開発への投資を促進する必要
- 海外での侵害の監視・対応の実効性を高めるため、海外の育成者権管理機関と連携し、侵害に対して適切に対応し、抑止力となることが期待
- 育成者権管理機関の運営は民間が主体となることが適切
- 幅広い民間機関等の参画による中立的な組織
- 品種の保護・管理に要する費用を海外ライセンスによる許諾料等により得ることで、自立的に運営することが必要
- 育成者権の管理の方法、育成者権管理機関の具体的な業務のあり方、海外の育成者権管理機関の調査等について今後さらに検討が必要

「流通品種データベース」のご紹介

(<https://hinshu-data.jataff.or.jp/varieties/search?clear=1>)



流通品種データベース

改正種苗法対応

をご存じですか？

流通している品種（45,000以上）を簡単に検索できるデータベース！

たとえばイチゴの「あまおう」の正式な登録品種名は「福岡S6号」ですが、品種名を知らなくても「あまおう」で検索できます。

流通品種データ検索

簡易検索

あまおう

検索

スペースを空けて3語まで入力できます。例) マスカット ブドウ

鑑別検索

育成価値の有無や利用条件等から絞り込みたい場合に便利です。

No	品種名	商品名	登録商標名	自家増殖の許諾	販路	作物区分	植物の種別	育成者権	出願番号	表示項目選択
1	福岡S6号	あまおう	あまおう、博多あまおう	必要	販売中	野菜	イチゴ	有(登録)	14023	詳細

「詳細」をクリック！

流通名で検索した品種について次のことが確認できます。

- ✓ 登録品種かどうか
- ✓ 自家増殖の許諾方針
- ✓ 海外持出制限や指定栽培地域などの条件
- ✓ 品種情報の問い合わせ先など

流通品種データ詳細

戻る

品種名	福岡S6号
品種名カナ	フクノS6号
品種名ローマ字	FUKUOKA S6 GO
商品名1	あまおう
商品名2	
商品名3	
商品名カナ1	アマオウ
商品名カナ2	

JATAFFウェブサイト「植物品種保護に関する総合案内」 (<https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/index.html>)

[ホーム](#) > 植物品種保護に関する総合案内

植物品種保護に関する総合案内

植物品種等海外流出防止対策事業

- [令和3年度 植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程](#) (PDF)
別記様式・別添資料 [Word](#) / [PDF](#)
- [令和4年度 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業実施規程](#) (PDF)
別記様式・別添資料 [Word](#) / [PDF](#)

- [海外品種登録出願経費支援の公募について](#)
公募中です

- [令和4年度「海外における植物品種育成者権侵害対応」に係る経費支援の公募について](#)
公募中です

- [種苗資源の保護についての取組の公募について](#)
公募中です

[R3実施事業の概要](#) **New**

- [令和4年度「品種登録制度における特性評価・品種識別技術の高度化」に係る経費支援の公募について](#)
公募は終了しました

お問い合わせ窓口と関連サイト

- [農業知的財産相談窓口](#)
海外における育成者権等の農業分野の知的財産（特許、商標を含む）の取得・活用に関する助言・支援。
- [植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（PVPコンソーシアム）](#)
(→ [植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムのサイトへ](#))

植物品種保護戦略フォーラム

- [植物品種保護戦略フォーラム](#)

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（PVPコンソーシアム） （<https://pvp-conso.org/>）

今こそ海外出願！

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

Menu

- ホーム
 - ニュース
 - よくわかる！植物品種海外出願の手引き
 - 種苗法改正のポイント
 - 海外における品種保護活用・侵害対策のポイント
 - マニュアル・パンフレットダウンロード
 - お問い合わせ

海外で植物育成者権を取得した日本の品種

専門家によるセミナー動画

農業知的財産相談窓口

キーワード検索

検索

今こそ海外出願！

PVPコンソーシアムとは

「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム」は、農林水産省の植物品種等海外流出防止対策事業を共同連帯して実施することを目的に、（公社）農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、（一社）日本種苗協会、（一社）日本果樹種苗協会、全国食用きこ種苗協会、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターで構成され、JATAFFが代表機関を務めています。

最新のニュース記事

今こそ海外出願！

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

2022.08.02 (Tue)

農業知財勉強会（第3回）【海外市場と侵害対応①（中国編）】のお知らせ

今こそ海外出願！

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

2022.08.02 (Tue)

農業知財勉強会（第2回）【海外での育成者権侵害対応】のお知らせ

ご清聴ありがとうございました

お役立ち情報

海外出願マニュアル

主な出願先国への出願のためのマニュアルを作成

- ・関係法令、出願書類、手続き、保護対象植物等
- ・米国、EU、中国、韓国、インドネシア、台湾、ベトナム、オーストラリアについて作成（他国も作成予定）



海外への出願・侵害対応支援

- ・高額となりがちな海外出願経費を、法定費用のみならず代理人経費や種苗提出経費までパッケージで支援
〔費用の全額（果樹、いちご、稲、茶、かんしょ等の輸出戦略各品目）または1/2（それ以外）を支援〕
- ・侵害への対応経費についても支援を実施



海外出願のための参考URL

- ・植物品種保護に関する総合案内 <https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/index.html>
- ・諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧 https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf
- ・今こそ海外出願 <https://pvp-conso.org>
- ・UPOV（植物新品種保護国際同盟） <https://www.upov.int>
- ・CPVO（欧州植物品種庁） <https://cpvo.europa.eu/en>
- ・EAPVPF（東アジア植物品種保護フォーラム） <http://eapvp.org/ja/>

海外出願相談窓口連絡先

JATAFF

（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）

イノベーション事業部

電話：03-3586-8644 / FAX：03-3586-8277 / メール：st-pgr@jataff.or.jp

■CLS 日比谷東京法律事務所

電話：03-5251-6051（直通）

■HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

東京本部 電話：03-3433-5810（代表）

大阪本部 電話：06-6351-4384（代表）

名古屋事務所 電話：052-589-2581（代表）

広島事務所 電話：082-545-3680（代表）

■平木国際特許事務所

電話：03-5425-1800（代表）

■青和特許法律事務所

電話：03-3594-1234（代表）

©2021.03 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム



あなたの品種を
海外でも
しっかり保護！

今こそ
海外出願！

侵害からあなたの品種を守るために

農林水産省は海外での育成者権の取得を支援しています

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

〈事務局〉

JATAFF